様式第10（第四十四条関係） 裁定申立書 （略） 1　賃借権の目的である施設建築物の一部の所在 2　裁定を受けようとする事項 3　協議の経過 4　その他参考となる事項 （略） 様式第18（第五十三条関係） 買受計画書 （略） 4　代替建築物の提供等に関する計画 ［区分所有者又は借家権者の意向確認の状況］ ［代替建築物の提供等の具体的な方法］ （略）	様式第10（第四十四条関係） 裁定申立書 （略） 1　借家権の目的である施設建築物の一部の所在 2　裁定を受けようとする事項 3　協議の経過 4　その他参考となる事項 （略） 様式第18（第五十三条関係） 買受計画書 （略） 4　代替建築物の提供等に関する計画 ［区分所有者又は借家人の意向確認の状況］ ［代替建築物の提供等の具体的な方法］ （略）

附　則

この省令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。